

会 議 録

会 議 の 名 称	令和５年度第２回本庄市障害者施策推進協議会
開 催 日 時	令和５年１１月１３日（月） 午前・午後 １時３０分から 午前・午後 ２時２０分まで
開 催 場 所	本庄市役所 ６階 大会議室
出 席 者	協議会委員（別紙のとおり） 本庄市福祉部長 山田 剛 事務局 本庄市福祉部障害福祉課 課長 佐々木智恵 課長補佐 田畑知香子 専門員 青木光蔵 事業者 ㈱ぎょうせい
欠 席 者	別紙のとおり
議 題 （ 次 第 ）	１ 開会 ２ あいさつ ３ 議題 （１）協議事項 ①第４次本庄市障害者計画等の原案について ４ その他 ５ 閉会
配 付 資 料	次第 【資料１】第４次本庄市障害者計画・第７期本庄市障害福祉計画・第３期本庄市障害児福祉計画（案）
その他特記事項	傍聴人なし
主 管 課	福祉部障害福祉課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
進行	１ 開会 皆さん、こんにちは。皆様におかれましては、大変ご多用のところ、本日はご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただく、障害福祉課の佐々木と申します。

発 言 者	発言内容・決定事項等
進行	どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、これより令和5年度第2回本庄市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。お手元の次第に沿って進めさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。
進行	2 あいさつ 続きまして次第の2、開会にあたりまして、堀口会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	改めまして、皆様こんにちは。本日はご多用のところ、また寒い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回の資料なんですが、レターパックで届いたかと思いますが、事務局のほうから早速送っていただきました。ありがとうございます。 今回は、最終原案ということで、皆様にご審議をいただきます。慎重なご審議よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。
進行	ありがとうございました。ここで事務局よりご報告を申し上げます。本庄市障害者施策推進協議会条例第6条第3項には、会議の成立要件といたしまして、過半数以上の出席が必要と規定されております。本日は、正田委員の代理にハローワークより和田様にご出席をいただいておりますことと合わせ、委員19名中13名の委員の方のご出席をいただいておりますので、本会議は成立となります。 なお、本日所用により欠席のご連絡を受けております、神部雅様、金子千賀子様、宮崎勉様、柿沼由希子様、福島保雄様、塩田智晴様の6名につきましては、後日事務局より本日の会議についてご報告をさせていただきます。 それでは、議題に入る前に、事務局より本日の資料の確認をさせていただきます。まずは、事前に郵送させていただきました資料といたしまして、本日の次第、資料1、第4次本庄市障害者計画、第7期本庄市障害福祉計画、第3期本庄市障害児福祉計画案、A4の冊子でございます。以上2点でございます。お手元の資料に、不足等はございませんでしょうか。
進行	3 議題 (1) 協議事項 ①第4次本庄市障害者計画等の原案について それでは、続きまして次第の3の議題に入らせていただきます。議事

発 言 者	発言内容・決定事項等
進行	の進行につきましては、本庄市障害者施策推進協議会条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、会長にお願いしたいと思います。これからの議事の進行につきましては、堀口会長、どうぞよろしくお願いいたします。
議事進行(会長)	会長が会議の議長を行うということでございますので、今後の議題につきまして、議事の進行を務めさせていただきます。会議のスムーズな運営にご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、早速議題に入らせていただきます。議題の（１）協議事項の①第 4 次本庄市障害者計画等の原案について、事務局から説明をお願いいたします。なお、事業数が多いので、特に説明が必要な事項についてお願いいたします。また、本資料は事前に配布されておりますので、説明はできるだけ簡潔にお願いいたします。
説明（事務局）	それでは説明させていただきます。 資料 1 「第 4 次本庄市障害者計画・第 7 期本庄市障害者計画・第 3 期本庄市障害児福祉計画」(案)、以下計画案とさせていただきますが、これをご用意ください。 今回配布させていただきました計画案には、前回の協議会におきまして、資料の送付の遅れから、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、会長のお計らいで、会議の後に意見をいただいた点を事務局にて検討し修正いたしました点がございます。 また、この度の計画策定にあたり、市関係各課職員により構成しております庁内検討会議を開催し、それぞれの担当施策を中心に加筆・修正をいたしました点、さらには、後ほど説明いたしますが、第 6 章に関しては、埼玉県への中間報告をベースに改めて掲載したものです。 従いまして、細かな字句等の修正点もありますが、時間の都合もございますので、大きく変更となりました点等を中心にご説明させていただきます。 それでは、31 ページをお開きください。 31 ページの上段の説明文ですが、前回の案では、「親なき後への不安が大きくなっている」とありましたが、「親なき後」への不安だけではなく、現状の介助においても不安を感じているとのご意見から、ご覧のとおり修正しました。 40 ページをご覧ください。 40 ページ上段の説明文に関し 2 点ご意見をいただきました。 まずは、「障害や障害のある人への理解」という表現がわかりづらいのではというご意見でした。この点は、様々な「障害」を正しく知ること、障害のある人の行動や考えを理解することの両方の意味合いからの表現

発 言 者	発言内容・決定事項等
説明（事務局）	ですので、検討の結果、このままでいたしました。 次に、前回の案文では、「合理的配慮の提供を広く一般に求めていく」とありましたが、合理的配慮は一般に求めていくものではないとのご指摘から、これを削除し、ご覧の案文といたしました。 続いて、４９ページをお開きください。 ４９ページの下段、「就労環境の変化（自由回答）」欄の中に、前回の案では、個人を特定できてしまう自由回答があるとのことご指摘から、同欄より削除しました。 次に、６６ページをご覧ください。 案文へのご意見ではございませんが、上段表中にヘルプマークの記載があることから、同ページに余白があるのであれば、現物の写真等を掲載してはどうかとのご意見から、埼玉県のチラシ等を掲載してみました。 続いて、７５ページをご覧ください。 （２）福祉サービスの充実と連携強化の施策についてですが、ここでは、障害者福祉サービスには、保健医療分野との連携が不可欠であることから、説明文中では、前回の案分に加え、さらにの後、障害の重症化や以下を加えました。ここで済みません。文字の誤りです。医療分社とありますが、分野でございます。訂正をお願いします。 図表「主な取組」の記述に関しましても、前回の案分では「健康管理体制の充実」とありましたものを、次ページの「母子保健の充実」と対をなす形で、「成人保健の充実」と改め、事業内容を整理しました。 次に、９３ページをご覧ください。 ここは、第５章として「計画の推進体制」を掲示しておりましたが、国の障害者基本計画や本市の課題から、特に３点を掲げ、基本理念の実現、基本目標とそれに連なる取組・事業等を支える、計画推進における考え方を示したものです。 １つには、障害のある人が、自らの意思で、決定し、行動し、活躍できるよう、意思疎通・意思決定支援の考えを掲げました。 ２つ目は、本市において、皆様ご存じのとおり「本庄市移動円滑化促進方針」が策定されますことを受け、また、アンケート等でも挙げられております移動手段等の課題を踏まえ、わかりやすいハード分野はもとより、窓口や様々な場面で意識の必要を掲げています。 ３つ目は、改正差別解消法が施行されることを契機に、今まで以上に相互理解を深め、施策に取り組むことを掲げました。 次に、９７ページをお開きください。 ここは、計画全体としては第６章障害(児)福祉サービス等の見込みと確保方策ですが、第７期本庄市障害者計画・第３期本庄市障害児福祉計

発 言 者	発言内容・決定事項等
説明（事務局）	画にあたります。 前回の案文では、現行計画の成果を掲載とご説明したかと存じますが、現行計画の成果について、これまで、計画に掲げておりませんでしたことから、施策事業の成果を毎年度ご報告いたしておることに合わせ、次年度より、報告させていただくこととしましたので、ご了承賜りたいと存じます。 そのうえで、新たな障害福祉計画、障害児福祉計画をして、計画の性質、基本的な考え方、計画の推進体制を掲げました。 続いて、９８ページ、第２節 新たな成果目標の設定では、（１）施設入所者の地域生活への移行から、１０６ページの（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築まで、それぞれ、国が示した基本指針における考え方や数値目標等を踏まえつつ、本市の状況を考慮しながら目標値等を掲げました。 この第２節と続く１０７ページからの第３節 障害福祉サービスの見込量とその確保方策につきましては、前回の会議でもお話しさせていただきましたが、埼玉県より前回の会議以降、９月末に、埼玉県より計画策定に関する調査があり、１０月下旬に回答いたしました内容をベースに作成しています。 改めまして、１０７ページからの第３節 障害福祉サービスの見込量とその確保方策でございますが、各項目とも、ご覧のとおり、現在の利用状況や受け入れ事業所の数やその受入れ状況などを勘案し、各年度の実績数値の傾向から令和６年度以降を推計しております。なお、令和５年度の数値も上半期の実績からの推計となっております。この中で、１３２ページ中段の「図表 事業の見込み」の令和６年度から８年度の数値が一となっております。これが誤りで、正しくは、令和６年度が１３４、令和７年度が１３７、令和８年度が１４１でございます。訂正をお願いします。 いずれのサービスにいたしましても、利用を希望される方のご意思に基づき、できるだけ快適にサービスが受けられるよう、「事業所との連携」により実現してまいりたいと考えております。 最後になりますが、全体的な修正点としまして、「障害者」、「障害のある人」の使い分けですが、固有名詞や法令の条文、決められた文章では、「障害者」と記述し、それ以外の一般的な説明文等では、「障害のある人」と記述しております。 また、「一人一人」の記述ですが、従来「一人ひとり」の後ろの「ひとり」をひらがな標記から、本市の総合振興計画では、全て漢字の「一人一人」に改めたことから、本計画でも「一人一人」といたしました。

発 言 者	発言内容・決定事項等
説明（事務局）	さらには、後ほどパブリックコメントのお話もいたしますが、パブリックコメントに提示する計画案では、市長のあいさつ、資料としての協議会条例などは掲載しないものを計画案としますので、ご了承いただきたいと存じます。 事務局からの説明は以上でございます。
議事進行(会長)	ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、よろしく願いいたします。水上委員。
委員	本庄保健所の水上といいます。今、精神障害もある人達、知的障害などある人っていう表現、説明があったので、いまさらあれなのかもしれないですけど、要は、20ページから身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人っていう表現なんですけど、99ページで精神障害にも対応した地域包括システムの構築っていうことで、長期社会的入院の人を地域移行するっていうところの目標が挙がってるんですけど。この表題と中身って、またちょっと微妙に個人的には違和感があるんです。 99ページの精神障害にも対応したっていう表現は、精神障害者ではなくて、やっぱり地域包括っていうところでメンタルヘルス課題を持ってる人すべて、いわゆるグレーゾーン、引きこもりとか精神科医療が必要な人っていうことだけではなくて、そういうグレーゾーンの人も含めて精神障害……精神障害という言葉自体も違和感あるのかもしれないですけど、メンタルヘルス課題を抱えてる人すべてを地域包括、地域で孤立させないようにしていくシステムをつくりましょうっていうのが、精神障害に対応した地域包括システムっていう事業です。 そこであえて精神障害者ではなくて精神障害って言ってるので、22ページのところの精神障害のある人の状況となるとまたちょっと、言葉に捉われるようで申し訳ありません。ここは単純に精神保健福祉手帳所持者とか知的障害療育手帳所持者とかっていうふうに変えたほうが、個人的にはすっきりするかなっていう印象です。これですっきりしている感じなんですよ。いまさら変えなければ変えれないであれなんですけど、要は、この99ページの精神障害っていうところと、22ページの精神障害っていうところは違うっていうふうに認識していただけたら、違う表現を考えていただけるといいと思います。以上です。
説明（事務局）	ありがとうございます。前回、第3次本庄市障害者計画のアンケートを取ったときのページと今見比べているのですけれども、そちらのほうでは、精神障害者（児）の状況というふうに書いてありまして、今回もこのところの表現を書き換えております。全体的に、今市でいろいろ様々な福祉関係の振興計画が策定ラッシュの中で、障害のある人、障害者という言葉はどう

発 言 者	発言内容・決定事項等
説明（事務局）	やって使っているかということについては、その都度課題になっていることなんです、一般的に広く障害の人を指すときには、障害のある人という言い方を用いるということにしていたのですが、このページにつきましては、手帳をお持ちの方の人数等を書いているところで、水上委員のおっしゃることも、理解できるというふうに考えております。
説明（事務局）	付け加えまして、99ページの精神障害に対応した地域包括ケアシステムでございますが、この精神障害というのは、いわゆる国の方針に定められた項目でございます、言葉の使い方という意味では、前のアンケートの表記とは違う性質のものかなと考えております。 従いまして、水上委員さんからお話がありましたように、この国の基本指針における考え方を見ていただきますと、精神障害をお持ちの方の退院後の状況であるとか、そういったことは国が示した指針になってますので、そういった精神病床からの入院、退院というところを地域包括でケアをしていくということの目標値が定められている。その配慮としての精神障害という使い方でございますので、ご理解をいただければと思います。
説明（事務局）	今の包括の関係は、その言葉の意味を深く国のほうで用いているというふうに、私ども承知してまして、当然その表現になるんですけども、障害のある人とか、知的障害のある人とかって言葉ですと、こちらもこだわりすぎてしまって細かく直してきたのですが、ここについては、状態として手帳の保持者が何人かということを示してるところですので、このあと相談しますが、水上委員のおっしゃるとおり、手帳保持者とか前回の言い回しに直したほうがよいか、99ページのところはこのとおりになりますが、この手帳保持者の状況のところは、前の表現のものだったらいいかもしれないというふうに、今私自身は思っておりますので、事務局で考えさせていただきます。 もしかしたら、よろしければこのあとまた使い方をもう一度さらに見直すかもしれませんけれども、手帳保持者や人数のところについては前の表現に戻すことを含めて検討させていただいて、結果はご承認させていただいていくと大変ありがたいと思っております。
議事進行（会長）	水上委員、よろしいでしょうか。
委員	はい。
議事進行（会長）	では、事務局よろしく願いいたします。
説明（事務局）	ありがとうございます。

発 言 者	発言内容・決定事項等
議事進行(会長)	他にご意見ございますでしょうか。小松委員。
委員	77ページの取組のところ、③ですね。こちら、担当課に教育委員会などが入っていないのでこういう書き方になってしまうのかもしれないんですが、学校教育法の変更有りまして、就学指導っていう言い方はなくなっています。就学っていうのは支援していくもの、適切な就学に向けて支援していくものとして、学校関係は全部就学支援になっています。なのでもしよろしければ、ここも就学支援っていう形に変更していただけるといいかなと思います。 あとは、細かいところなんですけど、続けてあと2点お願いします。21ページ、知的障害のある人の状況のところ、C判定の括弧の括弧閉じが残ったままになっているので、修正をお願いしたいと思います。もう1点が、確認なんですけど、101ページの(4)、福祉施設からで間違いはないですか。今朝もお伝えしたんですけど、福祉就労から一般就労への移行という形じゃないですかね。福祉施設でいいんですかね、施設でよければ、すみません、以上です。ありがとうございます。
議事進行(会長)	事務局お願いいたします。
説明(事務局)	ありがとうございました。まず、77ページの指導から支援は書き換えさせていただきたいと思います。それから、括弧についてもありがとうございます。このあたもだいたい文字だけですが、誤字脱字等もし気が付いたことがあると、教えていただけると大変助かりますので、よろしくをお願いいたします。それから、福祉施設から一般就労への移行等は福祉施設から一般就労等で合っております。ありがとうございます。
議事進行(会長)	他にご意見・ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
委員(副会長)	図表で書かれているんですけども、単位がみんなバラバラでちょっと読みづらいっていうか、想像で…、例えば133ページになります。社会参加支援事業の中で、スポーツ文化芸術活動は人数で出ていて、次に、展示の方法、これも人数で出てる。要するにこれは利用者の数なのかなというふうに想像できます。133です。 それと自動車の改造費は、これは件だから車、台ですよ。それと免許取得の助成、これについては多分人ですね。それと、重度障害者の燃料助成っていうのが、これは円なんですか。
説明(事務局)	件です。
委員(副会長)	件ってことは、3,572人っていうことじゃなくて、年に。

発 言 者	発言内容・決定事項等
説明（事務局）	のべ3，572件、振り込んでいるということです。
委員（副会長）	そうですね。要はこれ、助成の場合はどういう形でやったのか。領収書を持って提出して、上限があるんでしょうけど、そのたびに出れば件数的には増えます。どうせ市の財政のことですから上限があるってことなんだというふうにも思いますけれども、件ですね。 それで、このタクシー利用の補助券、タクシー券のことを言ってるんですよね。これは件ってことは、枚数の話なんですか。本庄は確か年間、多分障害度合いによって、28枚くらいでしたね。っていうことだと言うと、タクシーの利用券が年間2，349枚発行される、そういうふうに理解していいのですね。
議事進行(会長)	よろしいですか。お願いします。
説明（事務局）	すいません、ありがとうございます。今、単位がバラバラで分かりづらいというご指摘いただいております、例えば自動車改造費助成は台数と置き換えることもできるのですが、私どもが県の補助金の報告ですとか市の補助の決算をするときに、一般的に補助関係の用いる単位が件という形になってまして、請求を1つの申請書でご請求いただくものを1件というふうに数えるのが、一般的な単位となっております。 運転免許の助成もお1人の方に助成しているのですが、補助の申請書が1件出て、それに支給決定させていただいているということで、一般的にここでは件を付けております。燃料費の関係は、請求していただいた、やはり申請に対して決定させていただいた件数で、タクシー券の場合は、ご請求いただいた枚数を調べているということでございます。 この表の中に、県や国からの指定の単位というものがあまして、なかなか分かりづらいものも、人、日と書いていたりですとか分かりづらい単位があるのですが、国、県から指定されている単位を用いて評価、本庄市だけではなくて全国で測れるような形になっているものがありますので、それについては変更はできないものです。 一方、本庄市独自の、国や県とかから指定がないものにつきましては、一般的に私どもがよく使う件というもので、そろえさせていただいているつもりなのですが、もう一度見直してみたいと思います。他の言い方や、今説明しましたけれども混在しているものがないかという視点でもう一度見直ししまして、統一性を持たせたいと思っておりますが、できましたら、件と使っていることにつきましてはご理解ご了承いただけますとありがたいというふうには思います。以上です。

発 言 者	発言内容・決定事項等
議事進行(会長)	種村副会長。
委員(副会長)	別に表記単位が件でも人でもいいんですけど、いずれにしても読みづらいついていうか、分かりづらい。要するに、そういうところまでベースの部分で承知をしてないと、私の場合は実質的に身体障害者相談員ということになりまして、そういういろんな相談で大方の会議等々で障害者の説明等を聞きましたから、ある程度は想像はつきます。だけど普通だったら、多分この委員の方々も分からないかと思います。 それと、見込み量とすると6年、7年、8年とか4, 200件です。燃料、それとタクシーの利用券も2, 450件ですね。ということは、これは市の予算を取っていきこうっていう目標であって、利用者をどうこうっていう話じゃないね。あくまでも予算の措置をしたというか、そういうふうな捉え方なんだと私は受け止めますけども、それはそれでお金の話だから青天井ってわけにはいけませんので、何とも言いませんが、いずれにしても、少なくともここにおられる委員の皆さんが理解できるような形での計画案みたいなものを、文章にしていいただければなというふうに思います。希望です。
議事進行(会長)	事務局、お願いします。
説明(事務局)	ありがとうございます。確かに、繰り返しとなってしまいますけれども、件数が分かりづらいというご指摘をいただきまして、私も今これがどの数か確認しないと説明できないような状況でした。 しかしながら、これを円にしたり、台にしたり人にするのが、一般的に統一性のある計画になるのは、ちょっと難しいかと考えておりますので、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、混在しているところがないかの精査はもう一度行いますが、基本的には今回は、今お示ししている件等々を用いたものをベースとさせていただきまして、また、どのような単位を使っていくのが分かりやすいかということにつきましては、検討課題とさせていただけたらと存じます。以上です。
議事進行(会長)	他に、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。 ただいま、協議事項の①第4次本庄市障害者計画等の原案に対してご協議いただきました。本件は議題にもありましたとおり、第4次本庄市障害者計画等の原案として、パブリックコメントにより市民の皆様のご意見を伺う原案といたしますことから、他にご意見がないようですので、ここで皆様にお諮りしたいと思います。本協議会では、本件資料の第4次本庄市障害者計画、第7期本庄市障害者福祉計画、第3期本庄市障害児福祉計画各案をもって、パブリックコメントに向けた原案とすること、文字等の一部の修正など必要に応じた修正等について、事務局に一任す

発 言 者	発言内容・決定事項等
議事進行(会長)	ることによろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
議事進行(会長)	異議なしの発言がありましたので、皆様のご了承をいただきたいと います。 以上をもちまして、本日の議事は終了とさせていただきます。委員の 皆様におかれましては、議事進行へのご協力と熱心なご協議に感謝申し 上げます。それでは、進行を事務局にお返しいたします。
進行	ありがとうございました。委員の皆様には、慎重にご協議いただきま して、大変ありがとうございました。また、議長を務めていただきました 堀口会長に御礼を申し上げます。ありがとうございます。
進行	4 その他 続きまして次第の4、その他に移らせていただきます。
説明（事務局）	まずは事務局より、今後の策定スケジュールについてご説明いたしま す。 本日の会議の後、この原案のうち第6章の第7期本庄市障害福祉計画、 第3期本庄市障害福祉計画案につきまして、障害者総合支援法に基づき、 近日中に児玉郡市障害者自立支援協議会にご意見を伺った後、この原案 をもって12月に庁議でご承認をいただいた後、市議会での報告を経て、 来年1月、予定では1月9日より市民の皆様のご意見を伺うパブリック コメントを1カ月間実施いたします。この後、パブリックコメントを得た 原案について、来年2月の第3回の本協議会において市長への答申案 として決定をいただくことを予定しています。 なお、各会議につきましてはその都度ご案内いたしますので、ご多用 の折とは存じますが、ご出席をいただきますよう、よろしくお願いいた します。お忙しい中せっかくお集まりいただいた機会ですので、委員の 皆様から何かお話しすることなどあれば、挙手をしていただけないでし ょうか。
副会長	よろしいですか。
進行	種村副会長、お願いします。
副会長	11月1日から施行されましたパーキング・パーミット制度、こちら のほう、なかなか市民の方が承知していないということです。 実を申しますと、うちの会員も承知してなかったということなので、 逆によその方から教えていただいたという昨日お話を聞いて、あっと

発 言 者	発言内容・決定事項等
副会長	思ったんですけども、それで、例えば市の広報等だけじゃなくて、民間のケーブルテレビでもFMでも、何らかの民間メディアも通してこれを周知して、少なくとも本庄市内は周知していく方法ってのはないものだろうかというふうなことでございます。 実を申しますと、県も国もそうなんですけど、私も障害者団体で懸念してるのは、来年4月1日から障害者差別解消法等々が民間事業者にも適用されるということになります。そうしますと、スーパーだとか、そういうところもこのパーキング・パーミット制度が導入されるということはルールとして決まったものですから、例えば民間事業者に合理的な配慮を求めるっていうことは、その駐車場係だとかガードマンに対しても、いわゆるお墨付き、なんでここで止めちゃいけないかという根拠を与えるわけです。 これはルール違反、条例違反ですっていう、そうなると、カード、証票を持たない障害者も一般健常者も、そういう部分のところで混乱が起きる。いわゆるもめ事が起きる。障害を持っても止められなかったみたいなの、多分手帳を出して理解を求めれば、それは駐車可能なんでしょうけども、少なくとも手間はかかるし、混乱が起きる。それは、うちの埼玉県だけでなくよその市でも聞いたときに、そういうふうな事例があったということもございますので、少なくとも本庄市では、本庄市というか児玉郡市では、一般の方々の障害者、障害を持った方々ですね。 そういう方々に対しては何らかのアピール必要性が…私どもの会としてもDMを使ったりして広めようと努力はしますが、私どもも、100%の障害者の方を承知しているわけではございませんので、そういう部分で何らかの方法が必要になっていくのかな。 障害当事者もトラブルに巻き込まれるのは嫌でしょうし、そのトラブルによって、多分本庄市のほうにクレームだとか相談だとかやってくるんでしょうし、私も、相談員としてもあっちへ渡りこっちを渡りというのはもう勘弁なので、できればそのような形で広報活動に熟慮していただきたいと考えておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。
説明（事務局）	ありがとうございます。まず11月1日から始まりました、埼玉県の思いやり駐車場の制度ですけれども、当然本庄市も協力市町村として手を挙げておまして、また本庄市の公共施設、11月1日にできるだけ間にあうようにということで、主な施設に思いやり駐車場の優先区画を追加でつくっていく作業を、急ピッチでさせていただきました。 もし、お帰りにご覧になっていただければ、本庄市役所の庁舎のすぐ脇のところに、今までの青色塗装の車椅子のマークがあった駐車場の横に、緑色の優先区画の駐車場ができております。

発 言 者	発言内容・決定事項等
説明（事務局）	また、はにぼんプラザですとか障害福祉センター、保健センターですとか、主だった施設にも同じような駐車場の整備、11月1日に間に合うところは急いでやりましたので、ぜひご覧いただきたいと思っております。 実際に始めてみて、県からもメールがよくきまして、始めてみたところでこういうところが課題に挙がるとか、いろんな微調整等とか結構多くきております。始めてみて思うことは、本当に思いやり駐車場という名前のとおり、利用する方も、また利用しない方も相互が理解して思いやりを持ってやっていかないと成り立たない制度なんだなということ、しみじみと感じております。 障害福祉課としましても周知が何より大切だというふうに考えておまして、今まで行ってきた周知活動をご紹介させていただくと、まず本庄の商工会議所と、それから児玉の商工会に登録されている全事業所に、県のチラシを本庄市自前で印刷しまして、各所にご協力いただいて事前にお配りしました。お配りした趣旨は、もちろん、できれば整備も協力駐車場になってほしいという趣旨もありますし、ぜひご理解いただきたいというところでございます。 それから、11月1日以降の広報誌に見開きで2ページ使って広報させていただきました。あと、自治会の掲示板というのが市内に大変多くございますが、そちらにも自治会の協力を得まして今月いっぱい掲示していただくようにということで、お願いしてあります。また、「彩の国だより」で県のほうが行った広報がございました。しかしながら、まだまだ届いてないというご意見を伺いましたので、FM本庄やケーブルテレビへの協力依頼というのは、すぐできることですので、この後、担当と協議をしたいと思っております。 ちょっと長くなって申し訳ありません。思いやり駐車場を使っていたのに、バックミラーのところにフックで掛ける利用証を発行させていただくのですけれども、本庄市の場合は、本庄市の障害福祉課、高齢者福祉課、庁舎の中で1カ所、保健センターで1カ所、児玉の総合支所で1カ所、その3カ所で窓口がありますので、今回利用者証を取っていただける方が、要介護以上の方とか身体障害手帳何級とか、あと妊婦さんですね。それからけが人の方というふうに、いくつか利用証の色が違っているのですが、どこの窓口に来ていただいてもどこでも対応するようということで、体制を整えておりますので、便利のよいところにお越しいただけたらというふうに考えております。ぜひ、それぞれの地域や職場にお戻りになりましたら、皆さまにも宣伝していただけると大変ありがたいと思っております。

発 言 者	発言内容・決定事項等
説明（事務局）	ご意見ありがとうございます。
進行	他には、皆さん、いかがでしょうか。せっかくの機会ですので、いかがですか。よろしいでしょうか。
説明（事務局）	そうしましたら、事務局から1つだけご案内させていただきます。 今お手元に配布させていただきました、今度11月25日の土曜日に開催されます講演会「障害のある子とその兄弟のために、今私たちにできる『親なきあと』の心構えについて」をご案内いたします。この講演会は、チラシの下にありますように、主催が特定非営利活動法人ま・るくさんで、本庄市は理解促進・啓発事業として共催をさせていただいたというものになっております。講師に一般社団法人「親なきあと」相談室関西ネットワーク代表理事の藤井奈緒様をお迎えして、ご講演いたします。 日時が11月25日土曜日、受付開始が1時、開演は1時半、会場はこの市役所の6階の大会議室です。参加には申し込みが必要です、こちらにある2次元コードから申し込みいただくか、私どものほうにお電話でお申し込みいただきますようお願いいたします。 締め切りが20日です。皆様、ぜひご参加いただきますよう、お願いいたします。
進行	5 閉会 それでは、これですべての会議が終了いたしましたので、閉会させていただきます。閉会にあたりまして、種村副会長よりごあいさつを頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。
副会長	皆様、お疲れさまでございました。本庄市の障害者計画等々、今後本庄市を皆さんが楽しいまち本庄っていうふうな感じで、より良くなっていくことを祈念しまして、本日の会議を終了したいと思います。皆さん、どうもお疲れさまでございました。
進行	ありがとうございました。以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。お帰りの際は、どうぞお気を付けてお願いいたします。ありがとうございました。